

海岸協力団体の募集について 秋田県

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体指定制度が創設されたことを受けて、秋田県沿岸において「海岸協力団体」を募集いたします。

◆海岸協力団体制度とは

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

海岸協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる団体が対象となり、海岸管理者に対して申請を行います。申請を受けた海岸管理者は、適正な審査のうえ、海岸協力団体として指定します。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

なお、申請者の資格等詳細は秋田県「海岸協力団体」募集要項をご確認ください。

◆具体的な活動事例



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



利用の適正化
(車両乗入れ監視)



環境教育活動



調査研究

問い合わせ先

秋田県建設部 河川砂防課 調整・企画管理班
秋田県建設部 港湾空港課 調整・空港班
秋田県農林水産部 水産漁港課 調整・振興班
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話018-860-2511
電話018-860-2541
電話018-860-1885